

国際課税委員会（第80回）の概要

文責 森信茂樹

9月25日、財務省から「BEPS 報告書について」、経済産業省から「平成27年度税制改正要望（「国際課税部分」）」の話を伺い議論を行いました。

最初の報告は以下の通り。詳細は資料参照。

BEPS については、9月16日に第1段のレポートが出された。この中にある勧告のうち、国内法や租税条約の改正が求められるものについては、各国で順次検討を開始すること、残された議題については、2015年中に議論し終えることなどが決められている。

わが国としては、着実な検討の進展に歓迎の意を表するとともに、市場競争における公平な条件を阻害するような国際的な租税回避については、抜け穴を防ぎ、納税者の信頼を確保していくことが必要だと考えている。各国とも協調しつつ今後とも対応をしていくこととしている。

平成27年度改正での対応としては、BEPS 行動計画1の「電子商取引課税」については法案作成中であること、BEPS 行動計画2の「ハイブリッドミスマッチの効果と無効化」についても、ハイブリッド金融商品で、支払い側で損金算入がされ、受け取り側で益金不算入となる配当のケース（オーストラリアの優先株）などについては、立法的な対抗措置を検討中である。

以下の議事録本文は会員用メールマガジンで配信いたします。